

政令第 号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十五号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和二年十二月二十五日とする。

理由

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。